

「怒り暴走」ストーカーの心理

博多女性刺殺被告 記者が面会

福岡市博多区の路上で女性が殺害された事件で、殺人やストーカー規制法違反などの罪で起訴された寺内進被告(31)が、朝日新聞記者の面会に応じた。事件の原因について「怒りが暴走した」などと説明。「自分はストーカーではないと思っていたが、自身の行動は当てはまると思う」とも話した。

(古畑航希、鈴木優香)

専門家「自己中心的な説明」

起訴状によると、寺内被告は1月16日、博多駅近くの路上で、元交際相手の会社員川野美樹さん(当時38)を包丁で刺して殺害した、などとされる。福岡地検は、被告の認否を明らかにする。寺内被告は川野さんに「偶然会った」、刃物の所持は「護身のため」などと説明している。

主なやり取り

寺内被告との主なやり取りは以下の通り。

——事件の直前、川野さんとどんな話をしたのか

過去のトラブルの話になり、「警察に今から言うから」と言われ、怒りがエスカレートした。

——なぜ刺したのか

怒りが暴走してしまった。気づいたら川野さんが倒れていた。

——待ち伏せたのか

偶然会った。姿が見えたので、「おい、何してんねん」と声をかけた。

——博多駅周辺には川野さんの職場がある。避けようとは思わなかったのか

あいつの街じゃない。なんで自分が気を使うのか。

——包丁を持っていたのはなぜか

昨夏、自宅を荒らされ、護身のために持っていた。

——ストーカー行為で禁止命令を受けたが

俺がストーカーなわけねえだろう、と思っていた。怒りがわいた。「お前のせいだ」と伝えたくて(川野さんに)何度も電話をした。つながらなかったの、勤務先に電話をかけた。

——それをストーカー行為と言うのでは

しつこいことや、つきまとうことをストーカー行為と言うのであれば、当てはまってしまうと思う。

説明。被告はストーカー規制法に基づく禁止命令を受けていたが、それでも川野さんの職場近くに赴いた点については「あいつの街じゃない。なんで自分が気を使うのか」などと話した。

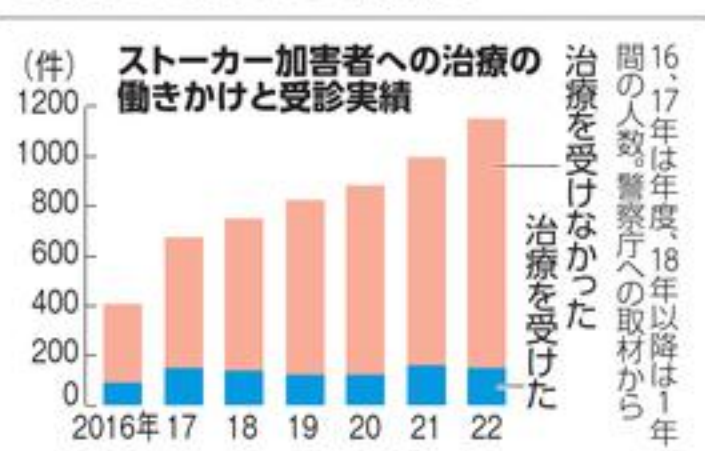
禁止命令についても「(受けた時は)俺がストーカーなわけねえだろう、と思っていた」と語った。被告の説明について、桐生正幸・東洋大教授(犯罪心理学)は、「あいつの街じゃない」と発言している点について「禁止命令を深く受け止めず、自己中心的な様子が見える。ストーカー独特の行動形態を感じる」と指摘する。

加害者治療「任意」が壁に

寺内被告には、禁止命令が出されていた。福岡県では、2022年に禁止命令が150件出されたが、うち15件では加害者が従わずに摘発されたという。県警幹部は「多くの命令は効果があつた」と話すが、1割には効かなかったとも言える。

「ストーカー病」の著者リングを促す取り組みは、全国の警察で広がっている。京都府警や福岡県警では、カウンセリング費用を公費で負担する制度も導入している。

ただ、本格的な治療につながる。約10年前にストーカー規制法違反罪で有罪になった東京都の30代男性は、治療を受けて「効果があつた」という。保釈の際に住居として病院を指定され、70日間入院。治療法の一つ「条件反射制御法」を受けた。おもちゃの携帯電話でメッセージを送る動作をする



加害者に治療やカウンセリングを促す取り組みは、全国の警察で広がっている。京都府警や福岡県警では、カウンセリング費用を公費で負担する制度も導入している。

ながらないケースも多い。警察庁によると、22年に治療を働きかけた1149人のうち受診したのは153人。カウンセラーらが必要と判断しても、治療は任意のため、加害者に自覚がないことや、治療費の自己負担を嫌う、といった点が壁になっているとみられる。

者は、加害者がどのタイプか気づけないこともある。警察と専門家らが連携し、タイプによって対応を変える「緊急事態のトリアージ(優先順位付け)」のような方法をとる体制が必要だ」と話した。

元検事の若狭勝弁護士は、被告が包丁を「護身用」に持っていた」と説明している点について、「その信用性も含め、公判では計画性の有無が争点になる」とみる。「刃物を携帯するの